



日本はひとつ  
しごとプロジェクト

参考配布

平成 24 年 5 月 11 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 田畑 一雄

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335, 5744)

03(3502)5227 (夜 間)

## 特定派遣元事業主に対する

### 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。



厚生労働省

東京労働局発表  
平成24年5月11日

担	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 松井 勝 需給調整事業第二課長補佐 伊藤 慎吾 主任需給調整事業指導官 新名 準一郎
当	電 話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361

## 特定派遣元事業主に対する 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

東京労働局（局長：山田 亮）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

#### 第1 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分特定派遣元事業主

名 称	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 早川 利文
所在地	東京都台東区東上野五丁目24番8号
届出に関する事項	届出受理年月日 平成16年3月9日 届出受理番号 特13-300088
処分理由及び処分内容	別紙1のとおり

#### 第2 労働者派遣事業改善命令に係る被処分特定派遣元事業主

1 名 称	三水テクノ株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 井坂 八四郎
所在地	東京都東村山市栄町二丁目10番地41
届出に関する事項	届出受理年月日 平成16年4月1日 届出受理番号 特13-300008
処分理由及び処分内容	別紙2のとおり

2 名 称 日本電営株式会社  
代表者の職氏名 代表取締役 橋倉 信男  
所在地 東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号  
届出に関する事項 届出受理年月日 昭和61年10月1日  
届出受理番号 特13-010428  
処分理由及び処分内容 別紙3のとおり

3 名 称 日建総業株式会社  
代表者の職氏名 代表取締役 越川 淳  
所在地 東京都豊島区西池袋三丁目33番19号  
届出に関する事項 届出受理年月日 平成10年10月1日  
届出受理番号 特13-090355  
処分理由及び処分内容 別紙4のとおり

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

1 処分理由

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社は、少なくとも、平成20年10月1日から平成23年9月30日までの間、三水テクノ株式会社及び日本電営株式会社から、平成21年4月1日から平成23年9月30日までの間、日建総業株式会社から、出向と称して、延べ11,157人日(実数29名)の労働者派遣の役務の提供を受けるとともに、この派遣労働者につき労働者派遣と称して、A社の事業所において、A社の指揮命令の下に、下水道設備の運転維持管理の業務に従事させ、もって職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を行ったこと。

2 処分内容

(1) 労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に係る労働者派遣事業を、平成24年5月18日から同年6月17日までの間、労働者派遣事業の停止を命ずる。

(2) 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

ア 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社は、その名称の如何を問わず以下に掲げるものに該当するもののうち、平成24年4月1日から同年5月11日までの間に実施されたもの又は同年5月11日において契約締結済み等により今後実施されることになっているもののすべてを対象として、これらが労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

(ア) 同社が、役務を提供する労働者派遣、受託する請負、労働者を送り出す出向等

(イ) 同社が、役務の提供を受ける労働者派遣、発注する請負、労働者を受け入れる出向等

なお、総点検に当たっては、特に職業安定法第44条に係る事項について重点的に点検すること。

イ 上記1の事項に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

ウ 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

三水テクノ株式会社

## 1 処分理由

三水テクノ株式会社は、派遣元事業主であるにもかかわらず、少なくとも、平成20年10月1日から平成23年9月30日までの間、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に対して出向と称しつつ、

- ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせごとの派遣労働者の数を定めた上で当該定めた事項を書面に記載しておくことをせず、
- ② 同法第32条に違反して、派遣労働者であることを明示することなく雇用し及び派遣し、
- ③ 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し同条に規定する事項を適正に明示せず、
- ④ 同法第35条に違反して、派遣先に対し同条に規定する事項を適正に通知せず、
- ⑤ 同法第36条に定められた業務を行わせるために選任したはずの派遣元責任者に、派遣元事業主の責任において、その職務を適正に行わせておらず、その点において、当該選任を実質の伴わない形式的なものに留まらせており、
- ⑥ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を作成せず、

派遣労働者延べ3,708人日(実数9名)にわたる労働者派遣事業を行ったこと。

また、当該派遣労働者に関して、三水テクノ株式会社は、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が職業安定法第44条に違反してA社の事業所において派遣労働者をA社の指揮命令の下で下水道設備の運転維持管理の業務に従事させる労働者供給事業を行っていることを知りながら、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に対し労働者派遣事業を行い、もって当該三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

## 2 処分内容

ア 三水テクノ株式会社は、その名称の如何を問わず以下に掲げるものに該当するもののうち、平成24年4月1日から同年5月11日までの間に実施されたもの又は同年5月11日において契約締結済み等により今後実施されることになっているもののすべてを対象として、これらが労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

(ア) 同社が、役務を提供する労働者派遣、受託する請負、労働者を送り出す出向等

(イ) 同社が、役務の提供を受ける労働者派遣、発注する請負、労働者を受け入れる出向等

なお、総点検に当たっては、特に下記事項について重点的に点検すること。

- ①労働者派遣法第26条第1項
- ②同法第32条第1項及び第2項
- ③同法第34条第1項
- ④同法第35条
- ⑤同法第36条
- ⑥同法第37条第1項
- ⑦職業安定法第44条

イ 上記1の事項に係る、労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

ウ 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

日本電営株式会社

## 1 処分理由

日本電営株式会社は、派遣元事業主であるにもかかわらず、少なくとも、平成20年10月1日から平成23年9月30日までの間、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に対して出向と称しつつ、

- ①労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせごとの派遣労働者の数を定めた上で当該定めた事項を書面に記載しておくことをせず、
- ②同法第32条に違反して、派遣労働者であることを明示することなく雇用し及び派遣し、
- ③同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し同条に規定する事項を適正に明示せず、
- ④同法第35条に違反して、派遣先に対し同条に規定する事項を適正に通知せず、
- ⑤同法第36条に定められた業務を行わせるために選任したはずの派遣元責任者に、派遣元事業主の責任において、その職務を適正に行わせておらず、その点において、当該選任を実質の伴わない形式的なものに留まらせており、
- ⑥同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を作成せず、

派遣労働者延べ5,230人日(実数9名)にわたる労働者派遣事業を行ったこと。

また、当該派遣労働者に関して、日本電営株式会社は、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が職業安定法第44条に違反してA社の事業所において派遣労働者をA社の指揮命令の下で下水道設備の運転維持管理の業務に従事させる労働者供給事業を行っていることを知りながら、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に対し労働者派遣事業を行い、もって当該三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

## 2 処分内容

ア 日本電営株式会社は、その名称の如何を問わず以下に掲げるものに該当するもののうち、平成24年4月1日から同年5月11日までの間に実施されたもの又は同年5月11日において契約締結済み等により今後実施されることになっているもののすべてを対象として、これらが労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

(ア) 同社が、役務を提供する労働者派遣、受託する請負、労働者を送り出す出向等

(イ) 同社が、役務の提供を受ける労働者派遣、発注する請負、労働者を受け入れる出向等

なお、総点検に当たっては、特に下記事項について重点的に点検すること。

- ①労働者派遣法第26条第1項
- ②同法第32条第1項及び第2項
- ③同法第34条第1項
- ④同法第35条
- ⑤同法第36条
- ⑥同法第37条第1項
- ⑦職業安定法第44条

イ 上記1の事項に係る、労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

ウ 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。



日建総業株式会社

## 1 処分理由

日建総業株式会社は、派遣元事業主であるにもかかわらず、平成21年4月1日から平成23年9月30日までの間、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に対して出向と称しつつ、

- ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせごとの派遣労働者の数を定めた上で当該定めた事項を書面に記載しておくことをせず、
- ② 同法第32条に違反して、派遣労働者であることを明示することなく雇用し及び派遣し、
- ③ 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し同条に規定する事項を適正に明示せず、
- ④ 同法第35条に違反して、派遣先に対し同条に規定する事項を適正に通知せず、
- ⑤ 同法第36条に定められた業務を行わせるために選任したはずの派遣元責任者に、派遣元事業主の責任において、その職務を適正に行わせておらず、その点において、当該選任を実質の伴わない形式的なものに留まらせており、
- ⑥ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を作成せず、派遣労働者延べ2, 219人日(実数11名)にわたる労働者派遣事業を行ったこと。

また、当該派遣労働者に関して、日建総業株式会社は、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が職業安定法第44条に違反してA社の事業所において派遣労働者をA社の指揮命令の下で下水道設備の運転維持管理の業務に従事させる労働者供給事業を行っていることを知りながら、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に対し労働者派遣事業を行い、もって当該三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

## 2 処分内容

ア 日建総業株式会社は、その名称の如何を問わず以下に掲げるものに該当するもののうち、平成24年4月1日から同年5月11日までの間に実施されたもの又は同年5月11日において契約締結済み等により今後実施されることになっているもののすべてを対象として、これらが労働者派遣法又は職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

(ア) 同社が、役務を提供する労働者派遣、受託する請負、労働者を送り出す出向等

(イ) 同社が、役務の提供を受ける労働者派遣、発注する請負、労働者を受け入れる出向

等

なお、総点検に当たっては、特に下記事項について重点的に点検すること。

- ①労働者派遣法第26条第1項
- ②同法第32条第1項及び第2項
- ③同法第34条第1項
- ④同法第35条
- ⑤同法第36条
- ⑥同法第37条第1項
- ⑦職業安定法第44条

イ 上記1の事項に係る、労働者派遣法、職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

ウ 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

## 参 考

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律  
(抄)

(事業の廃止命令等)

### 第 2 1 条

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律（次章第 4 節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部または一部の停止を命ずることができる。

(契約の内容等)

第 2 6 条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(派遣労働者であることの明示等)

第 3 2 条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨(紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場合にあっては、その旨を含む。)を明示しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であって、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨(新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあっては、その旨を含む。)を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの
- 三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となったことの確認の有無に関する事項であって、厚生労働省令で定めるもの
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

(派遣元責任者)

第36条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第6条第1号から第4号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

- 一 第32条、第34条、第35条、前条第2項及び次条に定める事項に関すること。
- 二 当該派遣労働者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者等の個人情報の管理に関すること。

- 五 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣先との連絡調整を行うこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との連絡調整に関すること。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

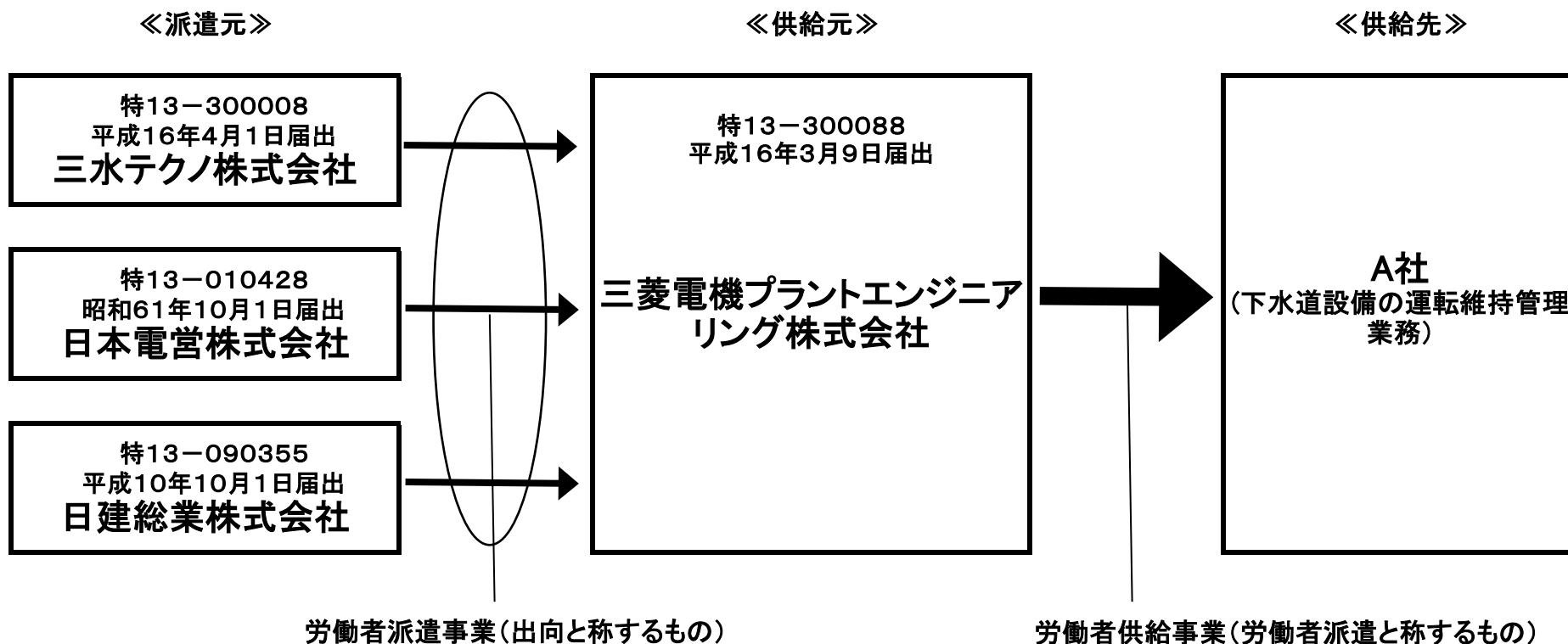
第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○職業安定法(抄)

(労働者供給事業の禁止)

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

# 事案の概要図



## 「派遣元の処分理由の全条項」

- 労働者派遣法第26条① 派遣契約の適正な定めがない
- 労働者派遣法第32条 派遣労働者の明示のなく雇用され及び派遣されている
- 労働者派遣法第34条① 就業条件の適正な明示がない
- 労働者派遣法第35条 派遣就業について派遣先へ適正に通知されていない
- 労働者派遣法第36条 派遣元責任者の選任が不適正
- 労働者派遣法第37条① 派遣元管理台帳が作成されていない

職業安定法第44条の助長 許可なく行われた労働者供給事業を助長したこと

## 「供給元の処分理由の条項」

職業安定法第44条 許可なく労働者供給事業を行ったこと